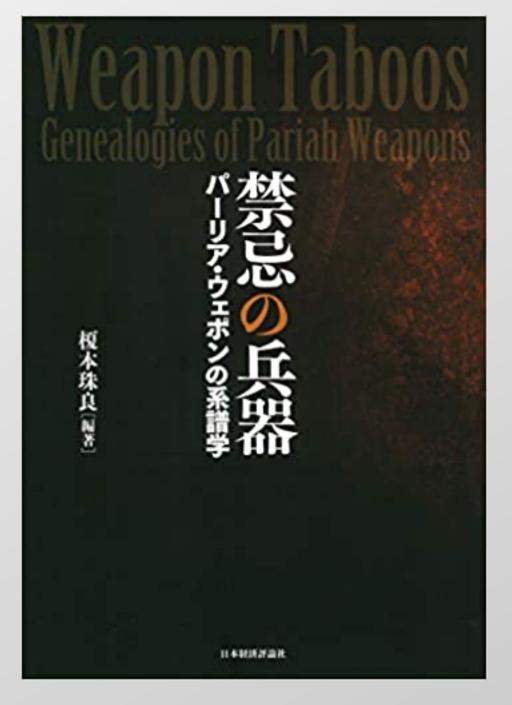
「非人道的」兵器禁止プロセスの再検討

クラスター弾のスティグマタイゼーションと禁止支持派の戦略

福田毅 (tkfukuda@hotmail.com)



- 序章「パーリア・ウェポンの系譜学」(榎本珠良)
- 第1章「国際法学者の失敗 古典的戦争法における未完のプロジェクトとしての兵器違法化」(ミロシュ・ヴェッツ)
- 第2章「戦間期のイギリス軍縮政策と質的軍縮論 「攻撃的兵器」の規制をめぐって」(松永友有)
- 第3章「イギリスを中心とした戦間期の空爆禁止議論」(小谷賢)
- ▶ 第4章「「大量破壊兵器」概念の歴史化」(イド・オレン、タイ・ソロモン)
- ▶ 第5章「戦略的なタブー 化学兵器とアメリカ外交政策」(ミシェル・ベントリー)
- 第6章「特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の成立過程 軍事大国と 弱小国の相克と妥協」(岩本誠吾)
- ▶ 第7章「「地雷危機」の構築と地雷のパーリア化 開発と安全保障の融合の時代」(榎本珠良)
- 第8章」「「非人道的」兵器のスティグマタイゼーションを再考する クラスター弾禁止と禁止賛同派の戦略」(福田毅)
- ▶ 終章「「パーリア・ウェポン」研究とその課題」(榎本珠良)

オタワ条約後の兵器禁止条約

- ▶ 対人地雷禁止条約をモデルとして、クラスター弾と核兵器について も禁止条約を策定(オタワ・モデル)
- ➤ 軍事的必要性よりも人道的考慮を重視する中小国やNGOが主導
- ▶ グース: ICBL (地雷禁止国際キャンペーン) は「軍備管理や安全保障の側面ではなく、問題の人道的な側面」に焦点を当て、各国政府に対しても軍事や軍縮ではなく開発援助を担当するスタッフに政府代表団を主導させるよう働き掛けた
- ▶ 軍事的必要性を重視するアクター(中露などの軍事大国や、南北朝鮮、印パ、中東諸国などの潜在的紛争国)は条約に加盟せず

クラスター弾禁止に関する先行研究の問題点

- ➤ 研究の大半が禁止に賛同するNGOメンバーや研究者による論考
 - ▶ 禁止は「善」であるとの(明示的な/暗黙の)前提
- > 禁止条約採択後の動向を分析した研究の不在
 - ➤ クラスター弾禁止規範の伝播(diffusion)は条約採択後に停滞
 - ▶ 採択賛成国数/締約国数 オタワ条約 = 87/164 オスロ条約 = 107/108
 - ▶ 禁止支持派は、特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の新議定書案に強硬に反対
 - ▶ 何故、クラスター弾による被害の根絶を目指すアクターは、オスロ条約に 拘束されない国家によるクラスター弾の保有や使用に一定の規制を課すこ とに反対したのか?

兵器のスティグマタイゼーション

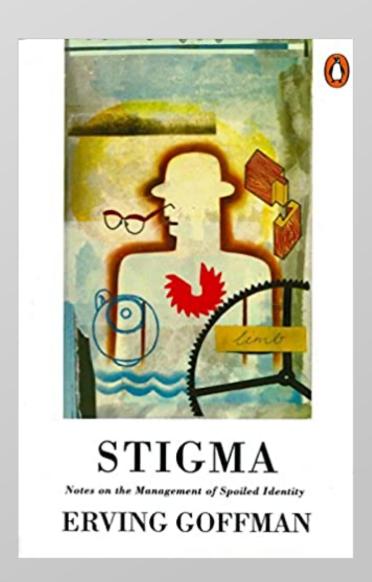
- ▶ 軍事大国や潜在的紛争国の加盟しない禁止条約は実効性に乏しいという批判への反論
 - ▶ CMC(クラスター弾連合)「政治的運動と法的禁止が、クラスター弾の使用に関する強力なスティグマを創り出したのである。このスティグマは今や、大半の兵器保有国に、その国が条約加盟国でないとしても兵器の使用や移転を思い止まらせるほど強力である」
 - > スティグマとは人為的に構築されるもの
 - ▶ 禁止規範を支えるのは法的禁止(禁止条約)のみではない
 - ▶ 禁止支持派は、スティグマタイゼーションを、規範を認めない国に対抗する手段と位置付けている

スティグマタイゼーション概念の再構成

- ▶ 兵器のスティグマタイゼーションを兵器禁止規範の伝播/衰退のプロセスとして解釈
- ▶ 禁止規範の伝播は決して不可逆的なプロセスではなく、一度押されたスティグマが消失する可能性もある
- ▶ 禁止規範に抵抗する側は、スティグマを容易に受け入れようとはせず、逆にスティグマを薄めようとする(ディスティグマタイズしようとする)こともある
- ▶ 禁止支持派は、ディスティグマタイズを阻止し、自らが押したスティグマを死守しようとする

社会学におけるスティグマ研究(1)

- ▶ ゴフマンの考察
 - ▶ スティグマ=「人の信用・名声を深刻に傷付ける 属性」、その者を「健全で普通の人間から、穢れ た価値の低い人間へと降格させる」属性
 - 例:肉体的奇形、精神病歴や犯罪歴、性格上の欠陥、 特定の人種や宗教などの集団的アイデンティティ
 - > スティグマを持つ者は差別・排除の対象となる

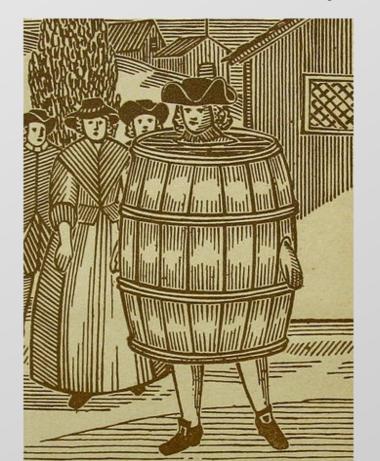


社会学におけるスティグマ研究(2)

- ▶ 属性をスティグマと定義することの問題点
 - ▶ 静的なモデルでは、スティグマの誕生と盛衰のプロセスを理解することができない
- ▶ ある属性がスティグマか否かを決定するのは、自らを「ノーマル」 と自認する社会の多数派(人為的な構築)
- ▶ 多数派とは社会的・経済的・政治的権力を有する支配集団であり、 だからこそスティグマを持つ者に対する差別や排除が発生し、そし て正当化される(スティグマタイゼーションとは権力作用の一種)
- ➤ スティグマを持つ者が規範の受容を拒否し、アウトサイダーの集団を形成する場合も

刑法学におけるスティグマ研究(1)

- ➤ 刑罰の一種であるシェイミング(shaming)との関連で考察
 - ▶ シェイミング = 規範逸脱者をスティグマタイズする(屈辱を与えたり、汚名を着せたりする) 羞恥刑・恥辱刑(「犯罪者」の烙印を押す)





刑法学におけるスティグマ研究(2)

- ▶ シェイミングが有効となる条件
 - ▶ コミュニティの成員が処罰に同意し、受刑者を忌避するようになること
 - ▶ シェイミングにより受刑者の社会的立場が実際に傷付くこと
 - > こうした事態を受刑者が恐れていること
- ▶ ノーマルな集団からの評判に重きを置かない者に対しては、シェイミングの効果は低い
 - ▶ ただし、シェイミングには、逸脱者による行為を容認しないという社会の 意思を示すことで、共同体の規範を再確認・強化し、他の者による逸脱行 為を抑止する効果もある

国際関係論におけるスティグマ研究

- ▶ アドラー=ニッセンによる考察
 - ▶ 特定の規範が必ずしも全構成員によって共有されていない国際社会においては、規範逸脱国にスティグマを押すことを通じて規範を再確認・強化することが特に重要
 - ▶ スティグマタイズされた国家の対処行動
 - ▶ スティグマを受け入れ、多数派の支持する規範に従うことで国際社会に再び受け入れられようと努める
 - > 多数派の規範を拒否し、逆に自国の信奉する規範を広めようとする
 - ▶ 多数派の規範を支持するものの、自国は逸脱国家ではなく、スティグマは不当 だと反論する

兵器禁止規範とスティグマタイゼーション(1)

- ▶ 兵器のスティグマタイゼーションの最終目標
 - ➤ スティグマの押された兵器が道徳的に穢れたものとして忌み嫌われるようになり、合法的兵器のカテゴリーから排除される状態
- > 禁止の対象
 - ▶ 多くの場合、侵略、ジェノサイド、殺人、人身売買といった「行為」
 - ▶ 「物」が禁止されるのは、児童ポルノ禁止のように、その「物」の存在が 禁止されるべき行為と極めて密接に結び付いている場合
- ▶ 兵器そのものの禁止は、行為の禁止よりもハードルが高い
 - ▶ 禁止条約で禁止されるのも使用・保有等の行為ではあるが、兵器自体がスティグマタイズされ「存在してはならない悪」にカテゴライズされる

兵器禁止規範とスティグマタイゼーション(2)

- > 兵器禁止への抵抗
 - ▶ 兵器の非人道性を認めていても全面禁止に抵抗するアクターも存在
 - ▶ 1925年のジュネーブ議定書:多くの国は開発・製造・保有等の禁止には消極的で、他の加盟国から毒ガス等による攻撃を受けた場合には条約の拘束を受けない(毒ガス等で反撃することも許される)との留保を行う
 - ▶ 核兵器禁止条約:少なからぬアクターが核抑止の必要性を主張
 - ▶ 兵器を全面禁止するには、こうした正当化を封じ込めることが必要

兵器禁止規範とスティグマタイゼーション(3)

- > 国内規範と国際規範
 - ▶ 規範がある程度確立している国内社会では、何/誰にスティグマを押すべきかという点が争われることは少なく、スティグマタイズされた者を排除することも比較的容易
 - ▶ 国際社会の規範は弱く、スティグマタイゼーションに抵抗することも容易
- ▶ 禁止条約とスティグマタイゼーション
 - ▶ 禁止条約の策定はスティグマを強めるための一手段であり、プロセスの通過点の 一つに過ぎない
 - ▶ 禁止条約策定後も、禁止規範に抵抗するアクターは、スティグマの存在を否定したり、兵器の保有や使用を継続したりすることで、スティグマを薄めようとする

兵器禁止規範とスティグマタイゼーション(4)

- ▶ 兵器のスティグマタイゼーションは違法化よりも広い概念
 - ▶ 禁止規範は、法的禁止だけでなく、道徳的禁止にも支えられている
 - ▶ そもそも、一定の道徳的規範の変化が先行していなければ、法的規範の変化(禁止条約の策定)は困難
 - ▶ 禁止支持派が「兵器に押されたスティグマの効果により条約非加盟国も兵器の使用等を躊躇するようになる」と言うとき、それは法的禁止ではなく道徳的禁止、即ち、兵器に対する嫌悪感や禁忌の感情に依拠している

兵器禁止規範支持派が用いるテクニック

- ▶ オタワ・モデルに基づく兵器禁止では、初期段階で軍事大国や潜在 的紛争国が禁止規範を支持しないことが、ほぼ確実
 - ▶ 規範起業家よりも強大な政治力・軍事力・経済力を持つ国が抵抗者となる可能性が高い → 説得や道徳的圧力というソフト・パワーの重視
 - ▶ クラスター弾禁止では、禁止支持派は、(1)妥協の拒否、(2)国際人道法の解釈の微修正、(3)データに基づく説得と立証責任の逆転、(4)兵器の軍事的有用性に関する議論の回避、(5)スティグマの誇張、(6)シェイミングといったテクニックを活用
 - → 以下では、(6)のみ説明

兵器禁止とシェイミング(1)

- > シェイミングの重要性
 - ▶ 国際社会では規範を遵守しないアクターに対する強制手段(軍事的・経済的制裁等)に限界があるため、シェイミングが重要な役割を果たす。
- ▶ ただし、シェイミングの効果は規範の強さに依存
 - ▶ 規範を支持するアクターが皆無なら、シェイミングは効果を持ち得ない
 - ▶ オタワ・モデルでは禁止規範がまだ弱い段階からシェイミングという手段が用いられるため、規範を支持するアクターの拡大が重要な課題となる

兵器禁止とシェイミング(2)

- > シェイミングへの耐久力
 - ▶ 道徳的評判や自国の名声を気にかける国ほどシェイミングに弱い
 - ▶ 日本や西欧諸国は、なかば「しぶしぶ」禁止規範を受容
 - ▶ 軍事大国の中でもアメリカは道徳的規範に従うことが多い
 - ▶ 閉鎖的・強権的な北朝鮮や中露などはシェイミングへの耐久性が高い
 - ▶ ただし、シェイミングにより規範逸脱者の行動を変えられないとしても、 規範逸脱者を非難することで他のアクターに規範の存在を知らしめること には一定の意義がある

兵器禁止とシェイミング(3)

➤ オスロ・プロセスでは、禁止支持派(特にCMC)が、議場内外での発言、各種の広報活動、街頭デモなどを通じてシェイミングを実施

▶ カナダ政府: NGOからの非難は「事実無根かつ不公平」で、「このような 戦術は「NGOの」品位を下げるもの」と不満を表明(→シェイミングの有

効性を裏付け)



ディスティグマタイゼーションの試み(1)

- アメリカやロシアは、オスロ条約採択後も、クラスター弾は合法な 兵器であると繰り返し明言
- アメリカは、同盟国に対して、共同作戦に悪影響が出るとの懸念を 伝達
 - ▶ 第21条のインターオペラビリティ条項 = 「綺麗な生地についた唯一の染み」(グース)
- ▶ アメリカは、2017年にクラスター弾政策を変更し、規制を緩和
 - ▶ 米軍内では、バルト三国や東欧諸国をロシアから防衛する際にはクラスター弾が必要になるとの声が高まっている

ディスティグマタイゼーションの試み(2)

- > 条約採択後のクラスター弾使用
 - ▶ リビア、スーダン、シリア、タイは、使用の事実を否定
 - ▶ ジョージアは、南オセチア紛争でロシア軍に対してクラスター弾を使用したことを認めつつ、文民居住区外で使用したため問題はないと正当化
 - ▶ ロシアは使用を否定すると同時に、クラスター弾は合法とも主張
 - ▶ こうした反応は、スティグマタイゼーションに一定の効果があることを示している
 - ▶ 一方で、ディスティグマタイゼーションの動きを完全に封じ込めることに は成功していない

CCW議定書をめぐる攻防(1)

- ▶ オスロ条約採択後、多くのCCW加盟国が、CCWでのクラスター弾 規制に前向きに(スティグマタイゼーションの効果)
- ➤ CCW第6議定書案
 - ▶ 1979年以前に製造されたクラスター弾の使用、取得、貯蔵、保有は禁止
 - ▶ 1980年以降に製造されたクラスター弾は、自己破壊等の安全装置が搭載された弾薬等を除き、使用、貯蔵、保有を禁止
 - ▶ 禁止規定を即座に遵守することのできない国には最大12年間の猶予期間を 認める
 - ▶ オスロ条約を参考として、クラスター弾犠牲者の支援なども盛り込む

CCW議定書をめぐる攻防(2)

- ➤ 禁止支持派は、当初からCCWでの規制に反対
 - ➤ HRW「規制の緩い法的文書の存在は全面禁止条約が押したスティグマを薄め」、オスロ条約に加盟しない口実となる
 - ➤ 禁止賛同派は、CCW新議定書採択をディスティグマタイゼーションの動き と解釈
 - ▶ オスロ条約非加盟国が禁止規範を弱める目的で議定書案を策定・支持した可能性は低いが、問題は非加盟国の意図ではなく、対抗規範の存在
 - ▶ 新議定書に一定の利点があるとしても、あらゆるクラスター弾は悪であるという道徳的主張が揺らぎかねないため、禁止支持派は反対せざるを得なかった

CCW議定書をめぐる攻防(3)

- > 議定書案支持派
 - ▶ 2011年11月のCCWでは、オスロ条約非加盟国である米中露印、イスラエル、ウクライナ、フィンランド、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、エストニア等が、議定書案支持を明言
 - > 日本や大半の西欧諸国も議定書案を支持
 - これらの国は、議定書はオスロ条約を補完するものと主張
- ▶ ノルウェーやオーストリアは、オスロ条約が禁止した弾薬の使用や 製造を正当化する議定書案はオスロ条約と両立不可能と主張
- グース「何もないよりも、何かがある方がましだとの声もあるが、 何か悪いものがあることは、何もないよりましではない」

CCW議定書をめぐる攻防(4)

- ➤ 最終的に、ノルウェーやオーストリアに加え、大半のアフリカ・中南米諸国が議定書案の採択に反対し、交渉は決裂、CCWにおけるクラスター弾規制交渉は打ち切りに
- ▶ 議定書案を支持したオスロ条約加盟国の反応
 - ▶ フランス:議定書案の否決はオスロ条約のみで世界中のクラスター弾の使用を阻止することができるという側に賭ける「ギャンブル」であり、「オスロ条約がCCW議定書の採択によって弱められるほど脆弱だとの考えは、条約の法的・政治的価値を信じていないことを示唆している」

CCW議定書をめぐる攻防(5)

- > オスロ条約非加盟国の反応
 - ▶ イスラエル「オスロ条約非加盟国にとって、適用可能な国際人道法の一般規則・原則を除けば、クラスター弾の使用に対する規制や禁止は存在しない。〔……〕イスラエルは、他の幾つかの主要国と同様に、オスロ条約の規範的枠組みを拒否し、その適用に反対する。他国が法的拘束力のある義務に同意する権利は尊重するが、その義務を他国にまで拡張しようと試みるべきではない」

核兵器禁止への示唆

- ▶ 核兵器禁止条約の目的も兵器のスティグマタイズ
 - ➤ ICAN「核武装国が加盟しない禁止条約それ自体は軍縮に当たらないが 〔……〕核兵器の容認可能性に対して直接的に挑戦するものだし
- ▶ 次回のNPT運用検討会議で、禁止支持派は、核兵器国による核保有を容認する最終文書案に同意できるのか?
 - ▶ 最終文書案は核兵器をディスティグマタイズするものと見なした場合、採択をブロックせざるを得ない
 - ➤ 禁止条約の成立により、NPTでの合意はより困難に